

平成27年2月20日

宛名シール

各務原市健康福祉部高齢福祉課長

平成27年度特別養護老人ホーム入所対象者の改正について

平素は、各務原市高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。(今回のご通知につきましては、過去に市内の特別養護老人ホームにお申込みいただいた方の中で、入所を待機していただいている皆様にお送りしております。)

この度、介護保険法(平成9年法律第123号)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の改正により、平成27年4月1日より、入所対象となる方が、原則要介護3以上となります。

要介護1又は2の方については、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められた場合のみ特例的な入所が認められることとなります。

それに伴い、すでにお申込みをいただいている方で、引き続き入所を希望される場合は、4月1日以降に、直接ご希望される施設に、新規申込書での再申請をお願いいたします。

皆様には、大変ご負担をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

○新規申込書の再申請については、4月1日以降に、市内の希望される特別養護老人ホームに、お問い合わせください。(※裏面をご参照ください)

各務原市役所高齢福祉課
係長 田中：担当 山口
連絡先 (058)-383-1779

平成27年4月1日からの入所対象者について

○要介護3から要介護5の方 ※入所を希望される全ての方

- ・申込内容の更新のため、**再申請**をお願いします。
- ・お申込みいただく施設は、希望される施設1ヶ所をお願いします。

○要介護1又は2の方 ※対象となる方のみ、再申請をお願いします。

- ・要介護1又は2の方については、施設の判定により、申請受付となりますので、ご注意ください。
- ・お申込みいただく施設は、希望される施設1ヶ所をお願いします。

○以下の項目に該当する方が対象となります。

- ①認知症の方で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる方
- ②知的障害・精神障害等の方で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる方
- ③家族等による日常生活に身の危険を感じる虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難である方
- ④単身世帯の方、同居家族が高齢又は病弱等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である方

※再申請の期間につきましては、4月1日から5月31日を目安に、ご提出をお願いします。

※再申請の前に、一度、ご担当のケアマネージャーさんにご相談下さい。